

(趣旨)

第1条 この規則は、つくば市学校開放条例(令和5年つくば市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開放施設等)

第3条 開放施設は、別表第1に定めるとおりとする。

2 開放施設の開放日及び開放時間は、別表第2に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、つくば市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の開放日に学校施設を開放しないものとする。

- (1) 学校教育に支障があるとき。
- (2) 学校の管理上支障があるとき。
- (3) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として使用させる必要があるとき。
- (4) 国、つくば市又は他の地方公共団体において公用に供するとき。
- (5) 社会教育その他公共のために利用させるとき(条例の規定により利用させるときを除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

4 第2項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の開放時間を変更するものとする。

- (1) 学校教育に支障があるとき。
- (2) 学校の管理上支障があるとき。
- (3) 国、つくば市又は他の地方公共団体において公用に供するとき。
- (4) 社会教育その他公共のために利用させるとき(条例の規定により利用させるときを除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

5 使用することができる開放施設の設備等については、教育委員会が校長の意見を聴いた上で定めるものとする。

(使用許可の手続)

第4条 条例第7条第1項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとするものは、つくば市学校施設使用許可申請書(様式第1号)につくば市学校施設使用団体名簿(様式第2号)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、開放施設(体育施設(体育館、武道場及び運動場をいう。以下同じ。))に限る。以下この項において同じ。)の管理上必要があると認めるときは、申請者に対し、開放施設を損傷し、又は滅失したことにより生ずる損害をてん補する保険に加入していることを証する書類の提示を求めるものとする。

3 第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる学校施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日まで又は期間内にしなければならない。

- (1) 体育施設 使用しようとする日の1月前の日
- (2) 特別教室 使用しようとする日の8週間前の日から10日前の日まで

4 教育委員会は、使用許可をしようとするときは、あらかじめ、校長の意見を聴かななければならない。

5 教育委員会は、使用許可をしたときは、つくば市学校施設使用許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

6 教育委員会は、使用許可をしなかったときは、つくば市学校施設使用不許可通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(使用許可に係る事項の変更の手続)

第5条 使用許可を受けたものは、使用許可に係る事項を変更しようとするときは、つくば市学校施設使用変更許可申請書(様式第5号)を、次の各号に掲げる学校施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 体育施設 使用しようとする日の1月前の日
- (2) 特別教室 使用しようとする日の10日前の日

2 教育委員会は、使用許可に係る事項を変更したときはつくば市学校施設使用変更許可通知書(様式第6号)により、使用許可に係る事項を変更しなかったときはつくば市学校施設使用変更不許可通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(使用の中止)

第6条 使用許可を受けたものは、使用許可を受けた開放施設の使用を中止しようとするときは、速やかに、つくば市学校施設使用中止届出書(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用許可の条件)

- 第7条 [条例第7条第2項](#)の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
 - (3) 使用後に清掃を行い、ごみを持ち帰ること。
 - (4) 準備、後片付け及び清掃は、使用許可を受けた時間内に行うこと。
 - (5) 喫煙又は飲酒を行わないこと。
 - (6) 使用許可を受けた設備を用いた火気の使用を除き、火気を使用しないこと。
 - (7) 使用の責任者は、施設又は設備を使用する者の安全の確保及び危険の防止に努めること。
 - (8) 施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に報告すること。
 - (9) [本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律\(平成28年法律第68号\)第2条](#)に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行わないこと。
 - (10) その他教育委員会の指示に従うこと。
- (損傷又は滅失の届出)

第8条 開放施設を損傷し、又は滅失したものは、直ちにつくば市学校施設損傷・滅失届出書([様式第9号](#))を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、[第3条第1項](#)、[第2項](#)及び[第5項](#)並びに[第4条](#)から[第9条](#)まで(体育施設に係る部分に限る。)の規定は、令和6年6月1日から施行する。
- (準備行為)
- 2 [条例附則第2項](#)の規定に基づき行う使用許可に関する手続については、この規則の施行の日又は[前項ただし書](#)に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

- 附 則(令和6年教委規則第4号)
(施行期日)
- 1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (準備行為)
- 2 つくば市学校開放条例(令和5年つくば市条例第35号)附則第2項の規定に基づき行う使用許可に関する手続については、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後のつくば市学校開放条例施行規則の規定の例により行うことができる。

- 附 則(令和6年教委規則第12号)
(施行期日)
- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (準備行為)
- 2 この規則による改正後のつくば市学校開放条例施行規則の規定による使用許可に関する手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第3条関係)
(令6教委規則4・令6教委規則12・一部改正)

学校の名称	開放施設						
	体育施設			特別教室			
	体育館	武道場	運動場	家庭科室	図工室	音楽室	多目的室
つくば市立大曾根小学校	○		○				
つくば市立前野小学校	○		○				
つくば市立要小学校	○		○				
つくば市立吉沼小学校	○		○				
つくば市立沼崎小学校	○		○				
つくば市立今鹿島小学校	○		○				
つくば市立上郷小学校	○						
つくば市立谷田部小学校	○		○				
つくば市立谷田部南小学校	○		○				
つくば市立真瀬小学校	○		○				
つくば市立島名小学校	○		○				

つくば市立葛城小学校	○		○				
つくば市立柳橋小学校	○						
つくば市立小野川小学校	○		○				
つくば市立手代木南小学校	○		○				
つくば市立二の宮小学校	○		○				
つくば市立栄小学校	○		○				
つくば市立九重小学校	○		○				
つくば市立桜南小学校	○		○				
つくば市立栗原小学校	○		○				
つくば市立竹園東小学校	○		○				
つくば市立並木小学校	○		○				
つくば市立吾妻小学校	○		○				
つくば市立竹園西小学校	○		○				
つくば市立松代小学校	○		○				
つくば市立東小学校	○		○				
つくば市立茎崎第一小学校	○		○				
つくば市立茎崎第二小学校	○		○				
つくば市立茎崎第三小学校	○		○				
つくば市立香取台小学校	○		○	○	○	○	
つくば市立研究学園小学校	○			○			○
つくば市立みどりの南小学校				○		○	○
つくば市立大穂中学校	○	○					
つくば市立豊里中学校	○	○					
つくば市立谷田部中学校	○	○					
つくば市立高山中学校	○	○					
つくば市立手代木中学校	○	○					
つくば市立桜中学校	○	○					
つくば市立竹園東中学校	○	○					
つくば市立並木中学校	○	○					
つくば市立吾妻中学校	○	○					
つくば市立茎崎中学校	○	○					
つくば市立高崎中学校	○	○					
つくば市立研究学園中学校	○	○					
つくば市立春日学園義務教育学校	○	○					
つくば市立秀峰筑波義務教育学校	○						
つくば市立学園の森義務教育学校	○						
つくば市立みどりの学園義務教育学校	○						

別表第2(第3条関係)

開放施設		開放日		開放時間
体育施設	体育館 武道場	1月4日から12月28日まで (学校に勤務する職員の 心身の健康の保持のため、 教育委員会が勤務を要しない日として定める 日(以下この表において 「学校閉庁日」という。 う。)を除く。)	日曜日及び土曜日	午前7時から午後10時まで(4月 から10月までは、午前6時から 午後10時まで)の間で教育委員 会が定める時間
			月曜日から金曜日ま で	午後5時から午後10時までの間 で教育委員会が定める時間

	運動場	1月4日から12月28日まで (学校閉庁日を除く。)	日曜日及び土曜日	午前7時から午後5時まで(4月か ら10月までは、午前6時から午 後7時まで)の間で教育委員会が 定める時間
		4月1日から10月31日まで (学校閉庁日を除く。)	月曜日から金曜日ま で	午後5時から午後7時までの間で 教育委員会が定める時間
特別教室	家庭科室 図工室 音楽室 多目的室	1月4日から12月28日まで	日曜日、土曜日及び <u>国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第 178号)</u> に規定する休 日	午前9時30分から午後5時まで